

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年三月二十五日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ奥田南店
所在地 岡山市奥田南町三〇一―一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地
代表者の氏名 代表取締役 福原 英典
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地
代表者の氏名 代表取締役 福原 英典
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年十一月十九日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千九百八十九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 百八十台
 - (2) 駐輪場の収容台数 百六十二台
 - (3) 荷さばき施設の面積 百八十六平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十六・九立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前七時
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十二時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時四十五分から翌午前〇時十五分
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
 - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後八時まで

二 届出年月日

平成十五年三月十八日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成十五年三月二十五日から平成十五年七月二十五日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所